

1. 学校給食における考え方

学校給食では、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。このことは食物アレルギーのある児童生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることをめざします。

2. 学校における食物アレルギー対応について

忠岡町の学校給食では、現在、卵類、牛乳・乳製品のみ除去食対応を行っています。（卵、乳の入ったデザートについてのみ、ゼリー等に代替品を提供しています。）毎月、献立表をもとに、学校と保護者で除去対応等について詳細を確認します。個々の症状や献立の調理過程によって、除去食で対応ができない場合は、献立の一部又は全部についてご家庭からの持参をお願いしています。

3. 給食で食物アレルギー対応をするための手続きについて

食物アレルギー疾患がある児童生徒のうち、学校生活で特に配慮や管理が必要である方は、主治医に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（※1）を記入していただき、学校に提出していただきます。

また、給食において、除去食等の対応を希望する場合は、あわせて「学校給食におけるアレルギー除去食等対応申請書」を提出していただきます。

なお、除去食等の対応を希望する場合は、次の3つの要件を満たすことが必要です。

- ① 医師による診察・検査により食物アレルギーと診断されていること
- ② アレルゲン（原因食物）が特定され、医師から食事療法を指示されていること
- ③ 家庭において、上記②にかかる食事療法を実施していること

提出後、学校と保護者で協議し、具体的な対応について確認します。

（※1）「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」

不必要な食材の除去は、児童生徒の健全な成長発育の妨げになります。学校給食のアレルギー対応は、医師の診断と指示に基づき行うこととします。学校生活管理指導表は、医師により除去すべき原因食物の診断根拠を記載していただくものですので、必ず提出をお願いします。

<除去食等対応における申請の流れ>

- ① 学校から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「学校給食におけるアレルギー除去食等対応申請書」を受け取ります。
※町ホームページからダウンロードもできます。
↓
- ② 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、主治医に依頼し、必要事項を記入してもらいます。
↓
- ③ 学校へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「学校給食におけるアレルギー除去食等対応申請書」を提出します。
↓
- ④ 学校は提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「学校給食におけるアレルギー除去食等対応申請書」をもとに、学校給食での具体的な対応について保護者と協議し決定します。また、必要に応じて、さらに詳しい情報の提供をお願いしたり、保護者や主治医との面談を行う場合があります。

【留意点】

- ・ 検査料や文書料は、保護者負担となります。
- ・ アレルギーは成長に伴い、変化するため、定期的（基本的には年度ごと）な医療機関の受診、学校生活管理指導表の提出をしていただきます。
- ・ 個々の症状や献立の調理過程によっては、除去食対応ができない場合もあります。
- ・ 現在の除去食は、通常給食と同じ給食室内で調理しているため、調理器具や食器具を専用にするのが困難です。そのため、微量混入が起こる可能性があります。

4. 食物アレルギー対応の具体的スケジュール

